

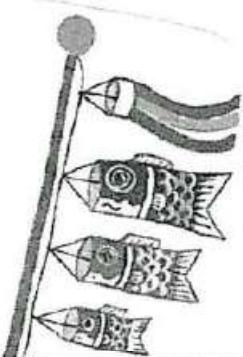
ひまわりから メッセージ

84号

2018.5.14
NPOひまわりの花内
西濃地域
発達障がい支援センター

発行人：中野たみ子

鯉のぼり



皆さん、連休をどの様に過ごされましたか。私は、来客と一緒にお祭り見物に出かけました。祭りには、それぞれ歴史的な意味があり、一場面だけでなく一日を通して見ることで、はじめて知ることも多くあります。当時は、どこからこんなに人が集まるのかと思う程のにぎわいでしたが翌日には人影もまばらになり、相川に泳いでいた多くの鯉のぼりも、いつの間にか干しつけられ、木々の緑が日増しに色濃くなっています。

鯉のぼりの季節になると、私は「鯉のぼり」の歌を思い出します。皆さんがご存知なのは、「屋根より高り二いのぼり……」でしょう。私が思っているのは、「いらかの波と雲の波重なる波の中空を橋がある朝風に」が出るのは、「いらかの波と雲の波重なる波の中空を橋がある朝風に高く泳ぐよ鯉のぼり」という大正二年に作られた文部省唱歌です。「いらかって何?」「中空ってどういうこと?」と、子どもたちに、まず歌詞の意味を聞かることでしょう。「いらかなんて知りませんよね。今の子は、

実は、先日、テレビを観てたら、若い女性アナウンサーが榎木を知らず「この木は何ですか?」と聞いていましたが、消えていくことはや使われなくなることは、今後ますます増えしていくことでしょう。もっとも遂に私などはカタカナのことばが頭に入ってきません。パソコンの「アカウント」や「エクスプローラー」に苦労しましたし、心理学者でも悩むことがあります。

ことは、時代と共に変わってしまいます。あと二十年もしたら文語文は消えてしまうかもしません。日本語のもつ微妙な心の機微を表すことはも、方言といわれるものも次第に姿を消していくのでしょう。

先日、ある保健師さんから、「先生、スマホに鬼が出てきて子どもを叱ると、うのと、存知ですか?」と、にぎねられました。実際に見たことはありませんが、もちろん聞き知ります。ママが叱るよりも手を取り早く、子どもを怖がらせていたぶりき止めさせられるママたちには大人気だとか……。しかし、スマート画面で育てられた子どもたちは、愛着関係も希薄でしょう。そして今後ますます耳からの聴覚情報よりも視覚情報に頼る子どもたちが増えたければ、教育の場もどんどん変わっていくのでしょう。

そんな将来の日本の姿をこの目で見てみたい気もします。故ホーリング博士が予言したような世界にならないように願いつつ、子どもの日には子どもたちの未来の健せをじから祈りました。



もつともつと
法律を知りましょう。



Aさんの学校のカウンセラーをしているRさんには、Aさんのお母さんは「絶対に誰にも言わないで下さい」と言って、実はAさんが父親に虐待を受けており、母親もロレ被害を受けていることを打ち明けました。

高度成長期には、みんなが経済的にも豊かになり、幸せな日々が訪れると信じていたように思います。でも今、貧富の差はどんどん拡大し、子どもの貧困、虐待などが増大し、生き難い世の中になってきてます。私たちの生活は様々な法律によって規制され、守らなければなりません。今回は法律のこと少し書いてみようと思います。

虐待の気づきと対応

一口に虐待と言いますが、虐待には、種類あります。その中で児童虐待には、①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待の四つを定めています。③のネグレクトには、食事、衣類、住居など極端に不適切ということだけでなく、例えば親がパンチングに熱中して子どもを熱中症で死亡させてしまうことや、同居家族や恋人などが行なうる虐待を放置することも含まれます。

同じく家族内の虐待の高齢者はどうかというと、「高齢者の生命や身体に重大な危険が生じてゐる場合には通告義務があります。これを通告義務といいます。虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)の第六条に定められています。

虐待を見た場合は市町村や児童相談所(子相)に知らせなければなりません。これを通告義務といいます。虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)の第六条に定められています。

同じく家族内の虐待の高齢者はどうかというと、「高齢者の生命や身体に重大な危険が生じてゐる場合には通告義務があります。これを通告義務といいます。それ以外は努力義務とされています。通告後については、情報収集と安全確認、処遇方針の決定、

継続的支援の三段階で対応されことになります。

子相は、子どもの安全を確認するための情報収集に、家庭内に入り調査をすることが認められています。保護者が施錠などと入りを拒んだ場合には、家庭裁判所の許可をもらって、警察と共に家庭内に立ち入ることができます。そして深刻な虐待状況の場合は、二週間から二ヶ月程の一時保護が実施され、その間に更に情報収集した上で、「在宅支援」又は「社会的養護」という処遇をしきいきます。

虐待を早期に発見して必要な支援をしていくことが親から子へ虐待の連鎖（世代間伝達）を防ぐことにもなります。

少年法について

児童福祉法の児童が満十八歳未満であるのに對し、少年法の少年は満二十歳未満をさします。そして、非行少年を

① 犯罪少年（十四歳以上満二十歳未満で罪を犯した者）
② 触法少年（十四歳未満で罪を犯した者）
③ ぐ犯少年（将来罪を犯すおそれのある二十歳未満の少年）の三つに分けられます。

皆さんは、ぐ犯少年といふことを存知でしたが、私は知りませんでしたし、罪を犯すおそれとは何だろ、と思つていました。それはせんざいたし、保護者の正当な監督に服かない性癖がある、④正当な理由

がなく家庭に寄りつかない。①犯罪性のある者、不道徳な者と交際し、又は、いかがわしい場所に出入りする。③自己または他人の徳性を害する性癖があるという「ぐ犯罪由」に一つ以上該当し、将来罪を犯すおそれがある者と説明されいました。少年法は、刑罰を受けさせるためではなく保護の観点から、軽い罪であっても家庭裁判所に事件を送致するということでした。触法少年や十四歳未満のぐ犯少年は、家庭裁判所よりも先に子相へ送られるとのこと。思春期に入った子どもたちのことを考えて、心配になつてくることが多く私たち大人の対応も心していかなくてはと思いました。

社会的に許されない
ことに「約束」をもち
出してもいけない！
(小栗正幸先生)

鑑別所におつとめだった小栗先生が、発達障害の子に約束をもち出してはいけないと教えて下さりました。

「いいが、もう決してやってはいけないよ。」「はい。」「じゃあ、約束だよ。」という対応ではおそらく何度もその後同じことをします。「約束だよ、お母さんは分かってくれて嬉しい」等のことばの後に、ニコッとしてしまうと、彼らは、それで全くリセッタれてしまうと教わりました。発達障がいの子ども達に心して接しなければならないことばの一つなのでしょう。

私のかつて関わった子の中に、女性のストッキングの感触の大好きな子がいました。レストランに入ると、彼は机の下にもぐって空イトレスを待つということがありました。幼児のうちには、まだ許されるかもしれません、では、いつがうタメなのでしょう?、そんな切りかえが出来れば良いでしょうが、彼には無理と思われましたので、幼児の段階で「やってはいけないこと」と教えました。

保育士さんの髪をいじる、胸の中に手を入れるなどは、「かわいいから……」と言っておられません。「ママだけね」と教えていくことに思います。「この子にはスキンシップが必要です」と、ひざに抱いたり、ひざ枕をさせていらっしゃった支援学級の先生もおられましたが、その児の将来まで考えるのであれば、やはり自重すべきでしょう。

人との距離感をとりにくいう子どもたちが、自然に学べるとは考えられません。「ダメ」と叱るのでなく、どうしたういいのが、どうすべきか教えていくのは、我々の仕事です。

思春期になって異性への関心が芽生え、つきまといやストーカー行為に走る子どもたちも出てきます。異性に関心をもつのは、自然のことで、悪いことではありませんが、そこに、思ひがいや、二三の取り扱いが生みると、とんでもない事件に発展してしまう恐れもあります。軽く考えずに、「やって良いこと」と絶対にしてはいけないと「を教えるのは、周りの大人です。最

な子がいました。レストランに入ると、彼は机の下にもぐって空

初にまちがうと「それで良いのだ」という判断が刷り込まれるおそれもあります。

通級で行われているSSTで、子どもたちは、教えられた通りの模範解答をしてくれるかもしれません、実際の場面では、きのようにな出来ないので困る子たちです。具体的に、その場で教えていくしかないのかもしれません。

ところで、非行少年を発見したとき、相談を受けたとき、私たちはどうしたらいいでしょう。虐待の場合と同じように通告の義務はあります。ただ、守秘義務よりも優先するのかというと、どうではないようです。

法律は、私たちの生活の中で様々な場合を想定して決められていますが、普段の日常生活の中で余り考えたことはありませんよね。でも、知っておくことも大事なことなのです。子どもたちを守っていくために……。

中には、法の抜け道を知って自己の利益のために子どもたちを利用する大人もありますから、油断できません!!

お 知 ら セ



。六月の例会は、十一日です。

。周囲に登校しうるや不登校の子がいたら、是非センターまでご相談下さいよう、伝えて下さい。